

輸出管理への入門

～技術流出防止管理説明会～

令和4年度
経済産業省委託事業

はじめに

説明会について

- 本説明会は輸出管理の入門編として初心者を対象としています。
- 輸出管理に人的資源を割くことが難しい中小企業等の皆様にも分かりやすく説明いたします。
- 本説明会では輸出管理の概要及び輸出管理の手順を具体的なケースを交えて説明いたします。
- 輸出管理の重要性をご理解され、皆様の輸出管理の実施にいかされることを期待いたします。

はじめに

説明会で理解していただきたい事項

- 1 輸出管理は、なぜ必要なのか
- 2 輸出管理は、他人ごとではないということ
- 3 法令に違反して輸出したらどのようなことになるか
- 4 どのような規制があるのか
- 5 輸出管理のために企業として何をすればよいか

目次

1 基本的な疑問

2 輸出管理の概要

3 輸出管理の手順

～皆様に行って頂きたいこと～

4 活用可能な有効ツール等

5 本日のまとめ

参考資料

1 基本的な疑問

1-1. 基本的な疑問①

Q

- ・なぜ輸出管理が必要なのか？

A

- ・ 武器や軍事転用可能な貨物や技術が我が国の安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等に渡った場合、国際的な脅威となる。
- ・ **国際的な平和と安全の維持のために**、輸出管理は必要である。



1-1. 基本的な疑問① ～輸出管理の目的と概要～

目的

国際的な平和と安全の維持

概要

- ✓ **武器や軍事転用可能な貨物等**が兵器等の開発等を行っている国等に**渡らないように管理**している。
- ✓ 輸出管理は、先進国を中心とした**国際的な合意**によってルールが決められている。
- ✓ 我が国では、**外国為替及び外国貿易法(外為法)**で輸出等の許可が必要なものを定め規制している。

1-2. 基本的な疑問②

Q

- ・我が社の製品は全て民生用であるため、輸出管理とは無関係ではないか？



A

- ・民生用であっても、**軍事用途に転用されるリスク**があり、企業としてトラブルに巻き込まれる可能性がある。

1-2. 基本的な疑問②

～民生用途品の軍事用途への転用可能性～

民生用途であっても軍事転用される可能性がある

	民生用途	軍事用途
工作機械	自動車の製造 や切削 	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 
シアン化 ナトリウム	金属メッキ工程 	化学兵器の 原材料 
ろ過器	海水の淡水化 	細菌兵器の製造 のための細菌の 抽出 
炭素繊維	航空機の構造 材料 	ミサイルの構造 材料 

1-3. 基本的な疑問③

Q

- ・我が社の取引先は兵器等を扱っていない民間企業であるため、輸出管理とは無関係ではないか？

A

- ・取引先は民間企業であっても、取引先が軍と取引がある場合、**軍事用途に使用**される可能性がないとも限らない。

1-4. 基本的な疑問④

Q

- ・ 輸出管理を行わずに輸出したら、我が社にどのようなリスクがあるのか？

A

- ・ 安全保障上問題がある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる。
- ・ 許可が必要な場合に許可を取らずに輸出等をした場合、違法輸出となる。
- ・ 違法輸出に対しては、① **外為法上の罰則**等、② **社会的制裁**等のリスクがある。

1-4. 基本的な疑問④

～違法輸出に対する罰則等～

①外為法上の罰則等

刑事罰

- ・ 10年以下の懲役
- ・ 10億円（法人）、3千万円（個人）
又は目的物価格の5倍以下の罰金



行政制裁

- ・ 3年以内の物の輸出・
技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への
就任禁止



警告・公表あり

②その他のリスク

✓ 社会的制裁

- ・ マスコミでの報道
- ・ 社会的信用の失墜
- ・ 企業イメージの低下



✓ 株主代表訴訟 など

・ 違反行為について自主的申告があった場合には処分等において考慮されることがある。

・ 公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

* 参考資料①

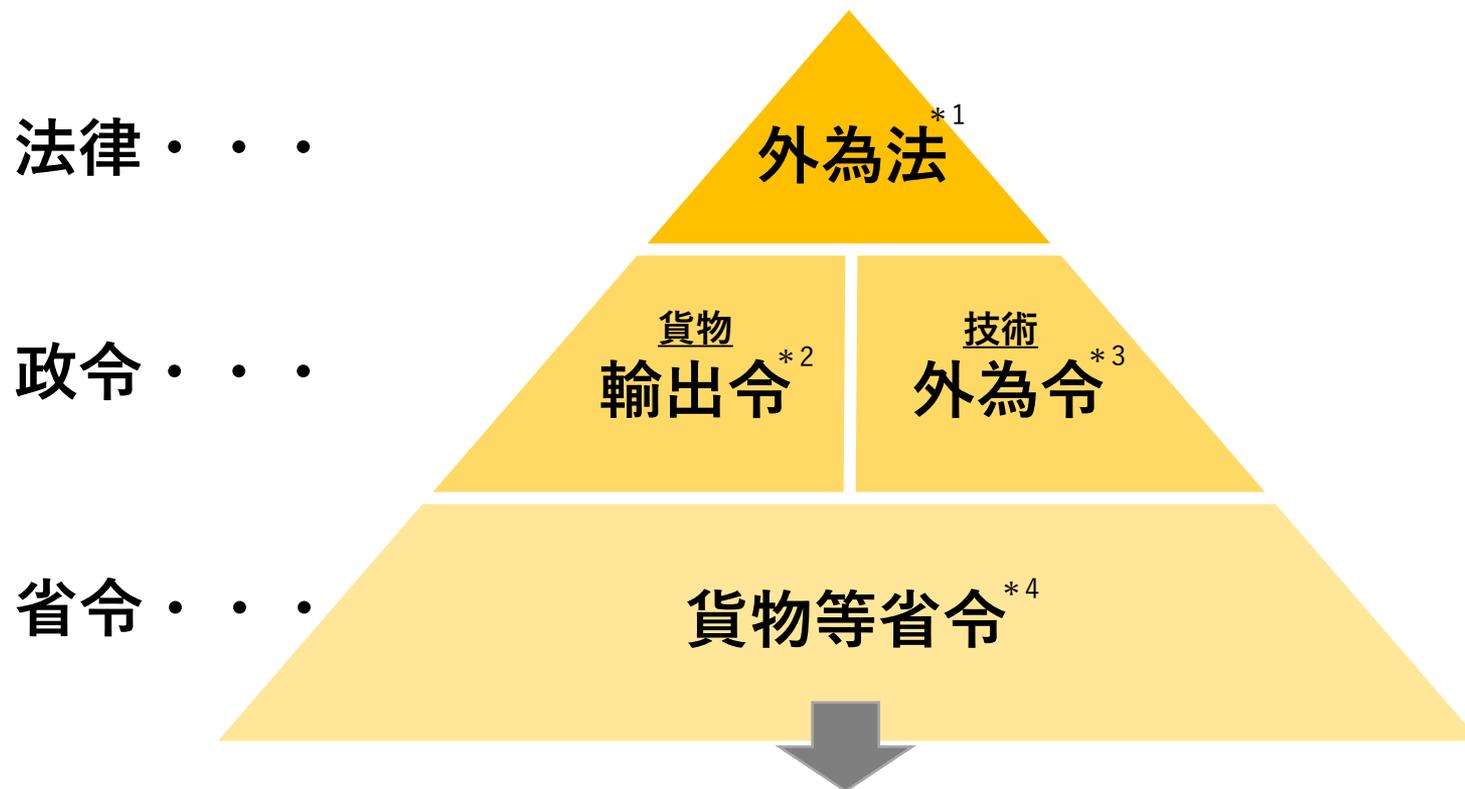
2 輸出管理の概要

2-1. 輸出管理制度の全体像

国際合意(条約、国際レジーム等)

- ・ 大量破壊兵器等の拡散防止
- ・ 通常兵器の過度の蓄積防止

毎年
改訂



リスト規制

キャッチオール規制

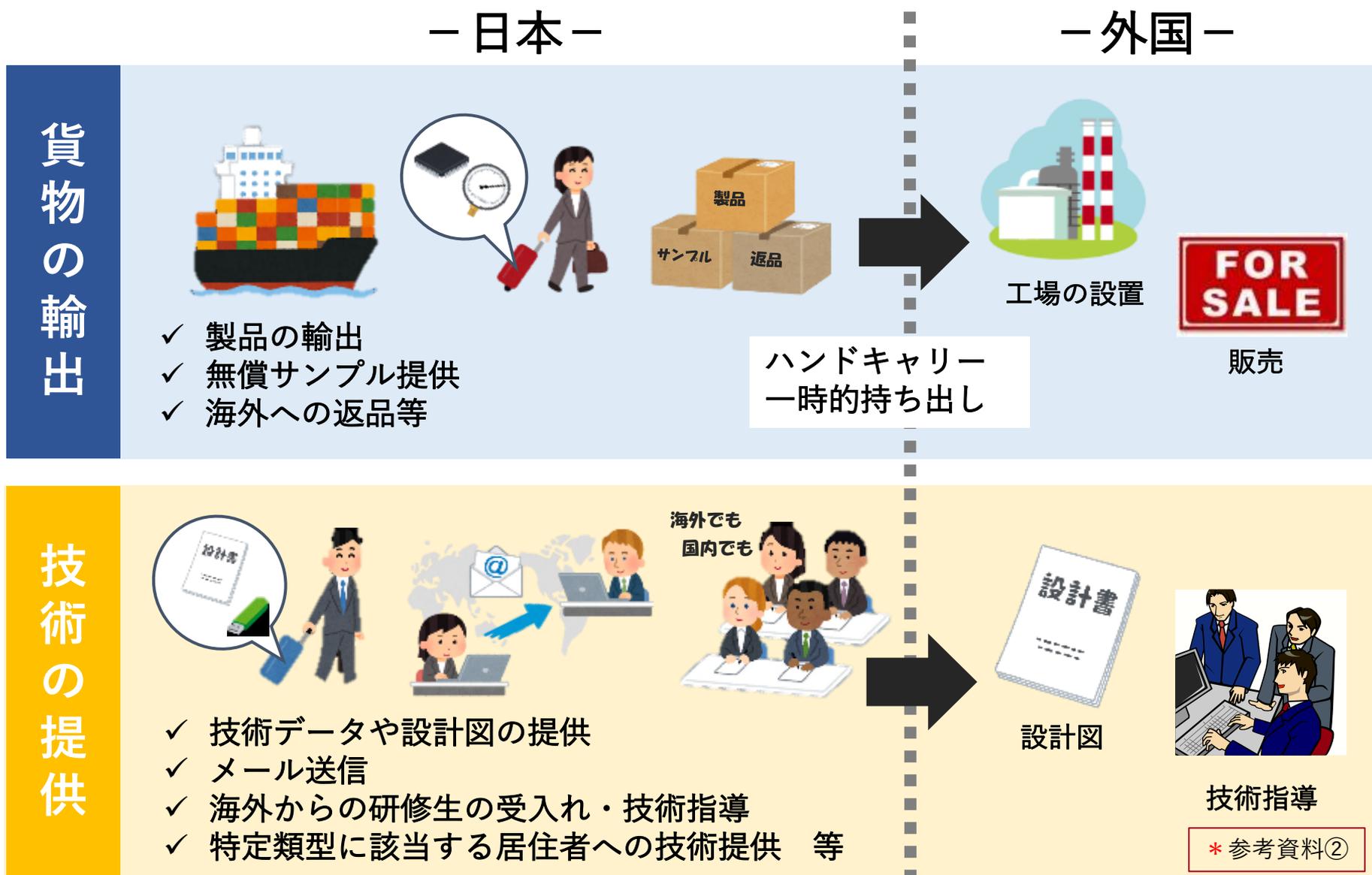
*1:外為法：外国為替及び外国貿易法

*2:輸出令：輸出貿易管理令

*3:外為令：外国為替令

*4:貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

2-2. 輸出管理の対象



技術の提供は日本国内においても発生する

2-3. 特定類型の居住者への技術提供

居住者(自然人のみ)が非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに非居住者から強い影響を受けている状態 ⇒ **特定類型**

特定類型に該当する居住者に技術を提供する取引は非居住者に対する技術を提供する取引と同一とみなす ⇒ **特定取引**

特定取引により規制技術を提供する場合は許可が必要

特定類型

* 参考資料②

特定類型①	外国法人等又は外国政府等と雇用契約等を締結しており、当該外国法人等若しくは外国政府等の指揮命令に服する又はそれらに対して善管注意義務を負う者
特定類型②	外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう）を得ている者又は得ることを約している者
特定類型③	国内における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

2-4. 制度の概要

輸出管理制度で規制されるものは
下記のように分類される

貨物・技術



リスト規制
対象



キャッチオール
規制対象



規制対象外

(食料品、木材等)

2-5. 規制の内容

規制	リスト規制	キャッチオール規制
対象品	<ul style="list-style-type: none">武器および兵器等の開発等に転用される可能性の高い性能のもの品目・仕様をリスト化して該当する場合	<ul style="list-style-type: none">リスト規制品以外で用途が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に使用される場合需要者が懸念国や兵器等を開発等している場合
対象地域	全世界 が対象	輸出令別表第3の地域以外 の地域が対象

* 参考資料③

規制に該当する場合は許可が必要

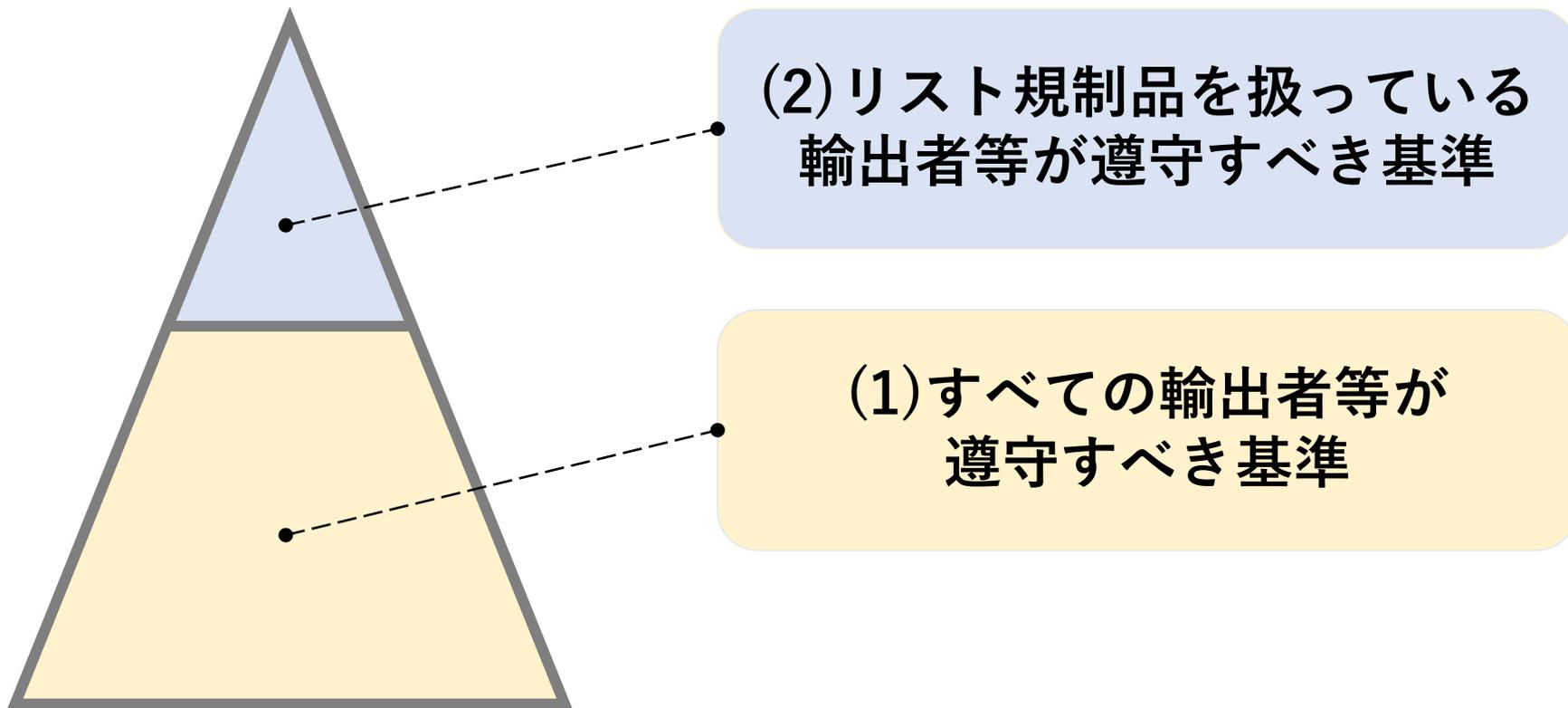
2-6. リスト規制（1項から15項）

貨物は輸出令別表第1、技術は外為令別表の1項から15項で規定されている

分類	リスト規制品目		
武器	武器（1項）		
大量破壊兵器等 関連	原子力（2項）	化学兵器（3項）	生物兵器（3-2項）
	ミサイル（4項）		
通常兵器関連	先端材料（5項）	材料加工（6項）	エレクトロニクス（7項）
	コンピュータ（8項）	通信関連（9項）	センサー等（10項）
	航法関連（11項）	海洋関連（12項）	推進装置（13項）
	その他（14項）	機微品目（15項）	

2-7. 輸出者等遵守基準

業として**輸出・技術提供を行う者**は、輸出者等遵守基準に従って、適切な貨物の輸出・技術の提供を行うことが求められている。



2-7. 輸出者等遵守基準

(1) すべての輸出者等が遵守すべき基準

- ① 輸出等を行う貨物等が**リスト規制品**に該当するか否かを確認する**責任者**を定めること。
- ② 輸出等の業務に従事する者に対し、**最新の法令の周知**、その他**関係法令の規定**を**遵守**させるための必要な**指導**を行うこと。

(2) リスト規制品を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

- ① 組織の**代表者**を**輸出管理の責任者**とすること。
- ② 組織内の**輸出管理体制**（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ **該非確認**に係る手続を定めること。
- ④ リスト規制品の輸出等に当たり**用途**及び**需要者等**を**確認**を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
リスト規制品の用途及び需要者の情報を需要者以外の者から入手する場合は、**情報の信頼性を高めるための手続**きを定め、確認を行うこと。

2-7. 輸出者等遵守基準

(2) リスト規制品を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

- ⑤ **出荷時**に該非を確認した**貨物等と一致**しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の**監査**手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に**研修**を行うよう努めること。
- ⑧ 子会社が輸出者等のリスト規制品の輸出等の業務に関わる場合には、子会社に対する**指導及び研修**並びに当該子会社の**業務体制及び業務内容の確認**（指導等）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に指導等を行うように努めること。
- ⑨ **輸出等関連文書**を適切な期間**保存**するよう努めること。
- ⑩ **法令違反**したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に**報告**し、その**再発防止**のために必要な**措置**を講ずること。

2-8. ケーススタディ

自社の営業担当者は、これまで取引のないA社（海外）から製品の大口の引き合いを受けた。A社からすぐに製品の評価をしたいので、少量のサンプルを納入して欲しいと言われた。

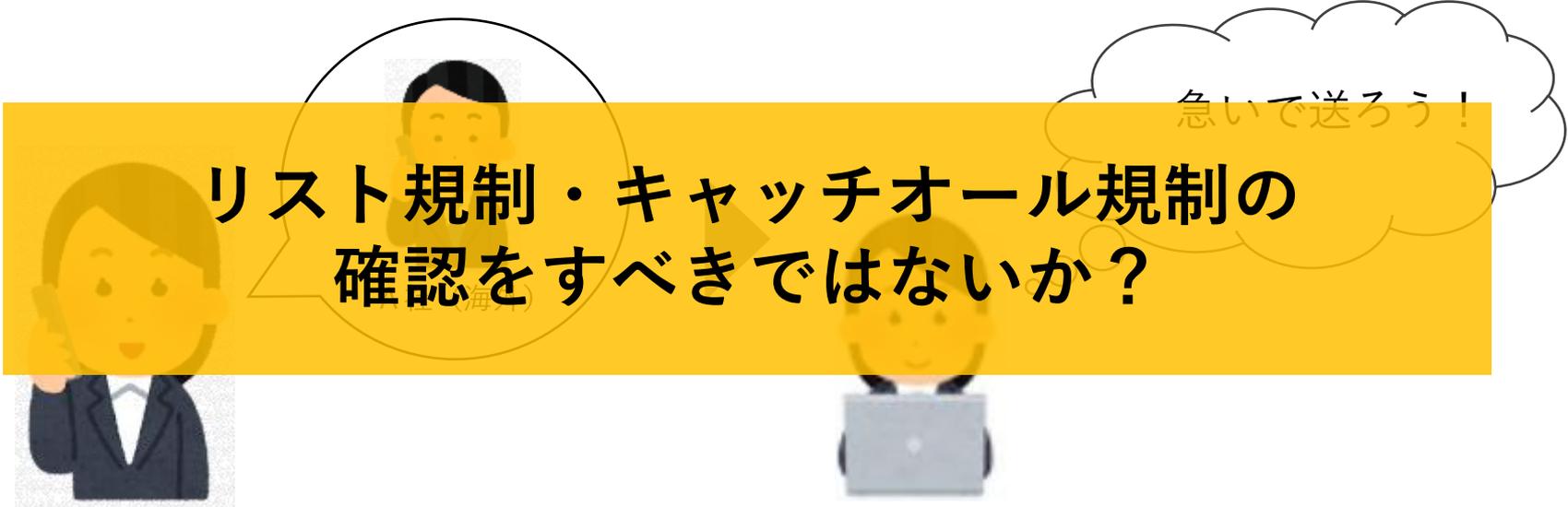
当該製品は国内では容易に入手が可能なものであるため、規制はないと判断し、商機を逃すまいと急いでA社に向けて評価用サンプルを輸出した。



2-8. ケーススタディ

自社の営業担当者は、これまで取引のないA社（海外）から製品の大口の引き合いを受けた。A社からすぐに製品の評価をしたいので、少量のサンプルを納入して欲しいと言われた。

当該製品は国内では容易に入手が可能なものであるため、規制はないと判断し、商機を逃すまいと急いでA社に向けて評価用サンプルを輸出した。



リスト規制・キャッチオール規制の確認をすべきではないか？

急いで送ろう！

2-8. ケーススタディ

問題点

- ・ 民生品で容易に手に入るからと言って安易に規制はないと判断し、輸出してしまった

リスク

- ・ リスト規制、キャッチオール規制に該当し、許可を取らずに輸出した場合、**違法輸出となる**

対応方法

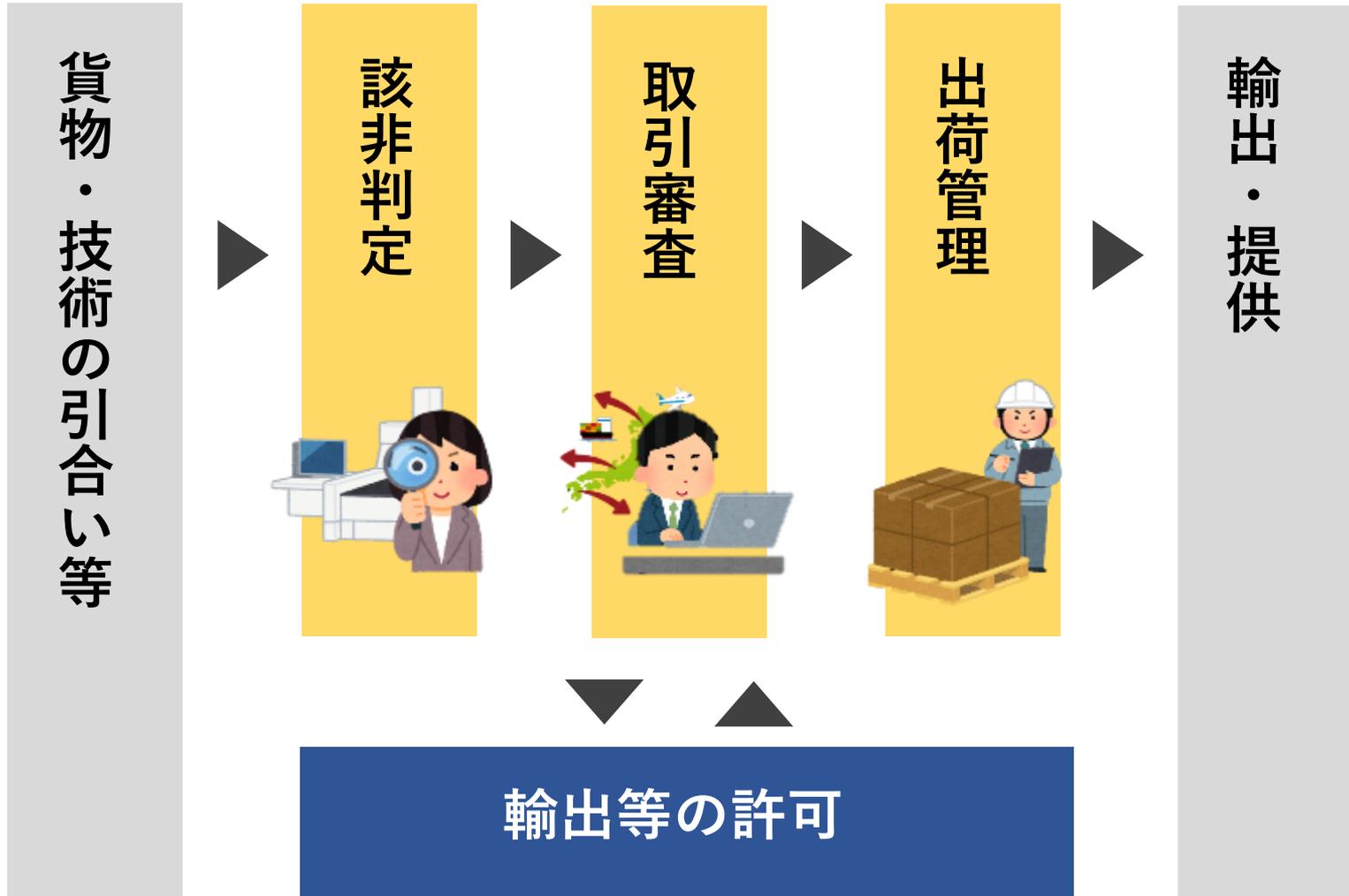
- ・ 輸出を行う前に**規制に該当するか否かを必ず確認**すること

3 輸出管理の手順

～皆様に行って頂きたいこと～

3-1. 輸出管理の手順

以下のフローに沿って輸出管理を行うことが重要



3-1-1. 該非判定

該非判定とは？

輸出しようとする貨物・技術が、法令に記載している品目及び仕様を確認し、リスト規制に該当するか否かを判定すること



判定方法

該非判定は
ダブルチェック体制で行う

- ① 品目については「輸出令(貨物)」又は「外為令(技術)」にて確認する
- ② 仕様については「貨物等省令」で確認する
※他社から購入したものを輸出する場合には、メーカー等から該非判定書を手入れし、確認することが必要

3-1-2. 該非判定 (マトリクス表)

マトリクス表

※安全保障貿易管理HPに掲載

- ・ リスト規制品目と仕様等をまとめた一覧表 (Excel)
- ・ 該非判定における有効なツール (検索機能を活用)

貨物のマトリクス表

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置 (工作機械として用いられるものを含む。)	貨物等省令第14号	工作機械 (金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。) であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの (ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の (一) 及び (二) に該当するもの ((三) に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格 (以下「国際規格」という。) ISO 230/2 (1988) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次の (一) から (三) までのいずれかに該当するもの ((四) に該当するものを除く。) (一) 国際規格 ISO 230/2 (1988) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様 (スペック) を確認

①②に合致する場合は、リスト規制に該当と判定

運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。

3-1-3. 該非判定（ケーススタディ）

当社は商社として、メーカーの製品を海外へ輸出している。メーカーから該非判定書を手に入れているが、メーカーを信用しているため、自社では判定書の内容を確認していない。また、製品に関する法令改正を確認せず、5年前に入手した該非判定書を使い回している。

このケースで該非判定の観点から
問題となる部分はどこか？



メーカー



当社 (商社)



3-1-3. 該非判定 (ケーススタディ)

当社は商社として、メーカーの製品を海外へ輸出している。メーカーから該非判定書を手に入れているが、メーカーを信用しているため、自社では判定書の内容を確認していない。また、製品に関する法令改正を確認せず、5年前に入手した該非判定書を使い回している。

メーカーの判定書を鵜呑みにして良いのか
法令改正は無かったか



メーカー



当社 (商社)



3-1-3. 該非判定（ケーススタディ）

問題点

- ・メーカーの該非判定書を自社で確認していない
- ・法令改正の状況を確認していない

リスク

該非判定書が誤っていた場合や法令改正により、リスト規制品となった場合、**違反となる可能性がある**

対応方法

- ・メーカーからの購入品を輸出する場合、**自社でも確認**を行うこと
- ・常に**最新の法令で確認**を行うこと

3-2-1. 取引審査

取引審査とは？

需要者等及び用途の確認から軍事用途に用いられないかをチェックし、取引を行うか否かを判断する



需要者確認

- 兵器等の開発等* を行う（行っていた）かを確認する
- 「外国ユーザーリスト」掲載の企業・組織かを確認する
- 軍若しくは軍関係機関であるかを確認する

悩んだら、
経済産業省へ相談

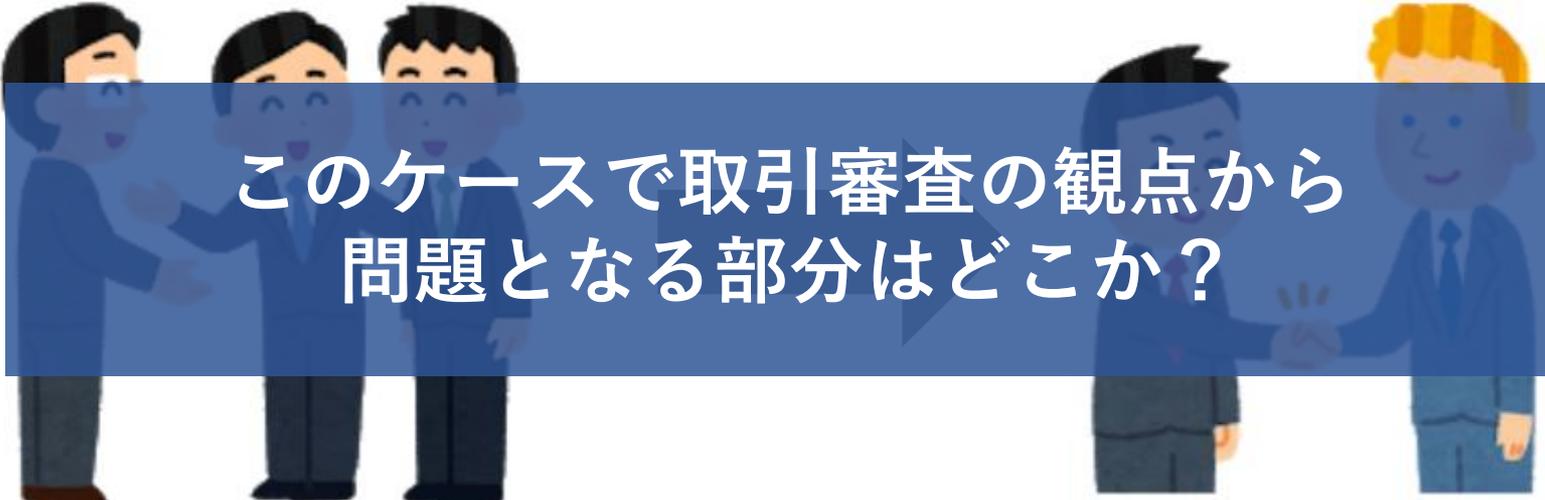
* 参考資料⑤

用途確認

- 兵器等の開発等や軍事用途に用いられないかを確認する

3-2-2. 取引審査（ケーススタディ）

自社は従来から自動車用の部品（非該当）を生産し、海外へも販売を行っていた。ある時、昔から取引のあるA社から、B社（海外）もその部品の購入意向があることを聞いた。自社では、信頼していたA社からの紹介ということもあり、すぐに取引を開始した。

An illustration showing two groups of business people. On the left, three men in suits are shaking hands, representing an introduction. On the right, two men in suits are shaking hands, representing the start of a transaction. A large blue semi-transparent box with white text is overlaid on the center of the illustration.

このケースで取引審査の観点から
問題となる部分はどこか？

A社からの紹介

B社との取引開始

3-2-2. 取引審査（ケーススタディ）

自社は従来から自動車用の部品（非該当）を生産し、海外へも販売を行っていた。ある時、昔から取引のあるA社から、B社（海外）もその部品の購入意向があることを聞いた。自社では、信頼していたA社からの紹介ということもあり、**すぐに取引を開始した。**



3-2-2. 取引審査（ケーススタディ）

問題点

紹介のあったB社の需要者等・用途の確認を自社で行っていない

リスク

B社が軍関係機関等である場合、また部品の用途が軍用である場合、**違法輸出**となる可能性がある

対応方法

信頼できる企業の紹介であっても、自社で**需要者等・用途の確認**をしてから取引を始めること

3-3-1. 出荷管理

出荷管理とは？

法令等で規制されている貨物や技術の誤出荷等を防止するため、輸出や提供を行う前に同一性等の確認を行うこと



確認事項

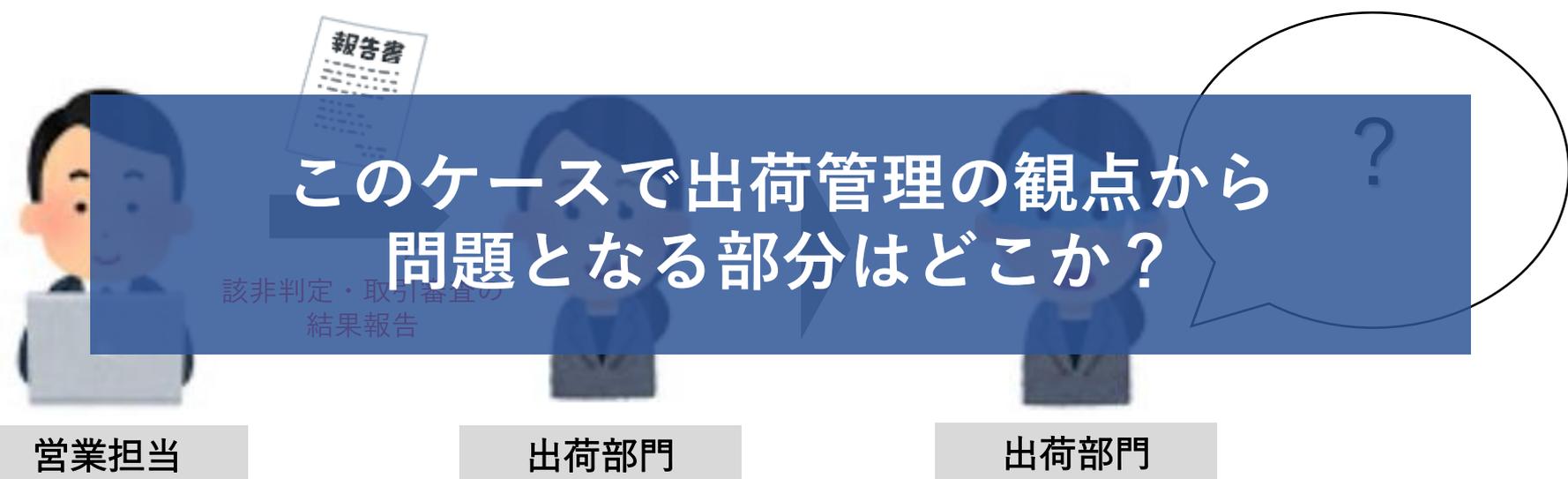
出荷管理は、
輸出管理の最後の砦

- ① 該非判定及び取引審査が、適切に完了しているか
- ② 輸出・提供するものと該非判定・取引審査したものが**同一であるか**
- ③ 輸出許可が必要な場合、**許可を取得**しているか
- ④ 輸出許可が必要な場合、許可を取得したものと出荷する貨物等が**同一であるか**

3-3-2. 出荷管理（ケーススタディ）

自社では、リスト規制品の場合、営業担当者は該非判定の結果及び取引審査の結果を出荷部門へ連絡し、出荷指示をしている。

出荷部門では該非判定・取引審査の完了のみを確認し、輸出・提供するものと審査したものと同一性の確認や輸出許可の取得の有無を確認せずに出荷を行った。



このケースで出荷管理の観点から
問題となる部分はどこか？

該非判定・取引審査の
結果報告

営業担当

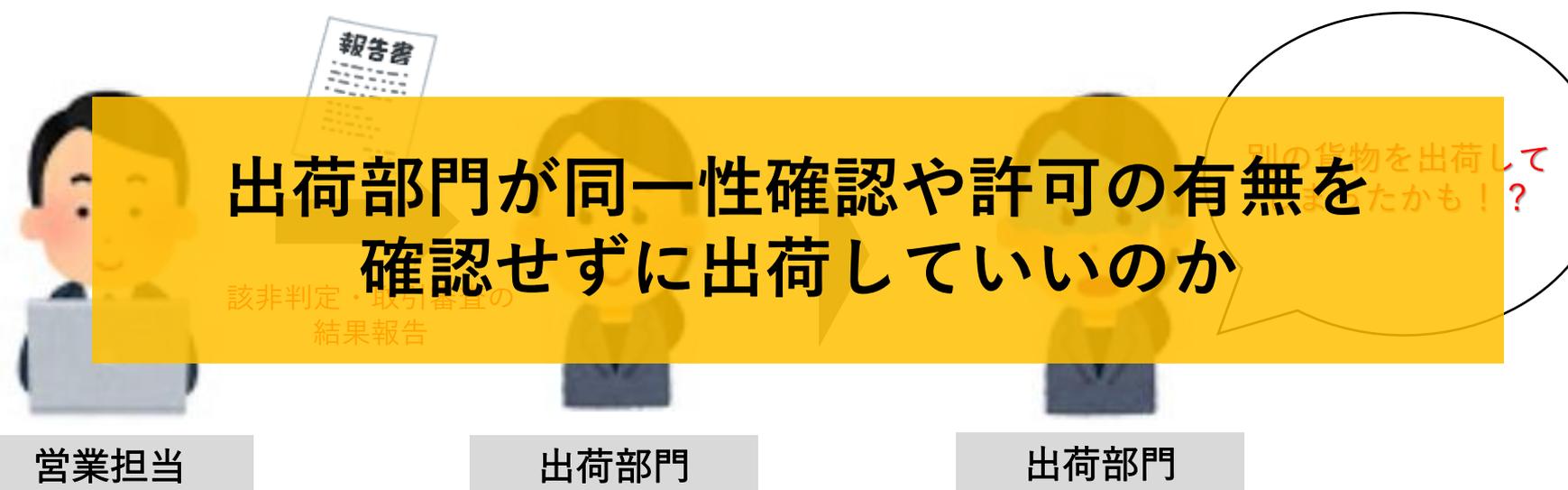
出荷部門

出荷部門

3-3-2. 出荷管理（ケーススタディ）

自社では、リスト規制品の場合、営業担当者は該非判定の結果及び取引審査の結果を出荷部門へ連絡し、出荷指示をしている。

出荷部門では該非判定・取引審査の完了のみを確認し、輸出・提供するものと審査したものと**同一性の確認や輸出許可の取得の有無を確認せず**に出荷を行った。



出荷部門が同一性確認や許可の有無を確認せずに出荷していいのか

営業担当

出荷部門

出荷部門

3-3-2. 出荷管理（ケーススタディ）

問題点

貨物・技術の**同一性の確認**や**輸出許可の有無**を確認していない

リスク

審査したものと同一でない場合、輸出許可が未取得の場合に**違法輸出**となる可能性がある

対応方法

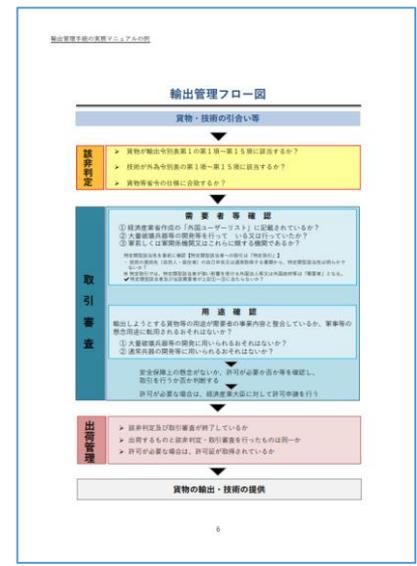
出荷の前に出荷部門が貨物・技術の同一性確認等の出荷管理を確実にを行う体制を整えること

4 活用可能な有効ツール等

4-1. 安全保障貿易管理ガイドランス等

安全保障貿易管理ガイドランス[入門編]等

- ・ 輸出管理の概要や手順などをわかりやすく説明
- ・ 実務マニュアルや該非判定の事例、用語集、帳票も掲載
- ・ 中小企業等の輸出管理を強化・推進し関係法令の遵守及び違反の未然防止のための有効なツール



4-2. 帳票等の活用

該非判定、取引審査、出荷管理の実施において、帳票類(書式)を定め活用することは、輸出管理を確実に実施し、違法輸出を未然に防ぐことができる

帳票 (例)	該非判定	① 該非判定書
	取引審査	② 用途チェックリスト ③ 需要者チェックリスト ④ 明らかガイドラインシート ⑤ 取引審査票
	出荷管理	⑥ 出荷チェックリスト

4-2. 帳票等の活用

輸出管理の手順に沿ってチェックが可能

① 該非判定書

② 用途チェックリスト

③ 需要者チェックリスト

④ 明らかガイドラインシート

⑤ 取引審査票

⑥ 出荷チェックリスト

4-3. 中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等における輸出管理の普及啓発や体制構築を図ることを目的に、「説明会・個別相談会の開催」や「専門アドバイザーによる輸出管理体制構築支援」を実施

① 説明会・個別相談会（無料）

本説明会に加え、自社の輸出管理についての課題・相談に対応

② 輸出管理体制構築支援（無料）

輸出管理体制の構築・改善を希望する事業者に実務経験豊富なアドバイザーが支援



4-3. 中小企業等アウトリーチ事業

お申込み先、お問合せ先は以下の通り

専門家支援のお申込み、事業のお問合せ

●中小企業等アウトリーチ事業事務局

(事業委託先：株式会社船井総合研究所)

Tel : 0120-219-560

(平日 9:45~17:30)

Email : info@outreach.go.jp

(説明会・相談会) <https://r4.outreach.go.jp/>

(体制構築支援) <https://r4.outreach.go.jp/support.html>

中小企業等アウトリーチ事業全般のお問合せ

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

Tel : 03-3501-2841

Email : bzl-outreach-info@meti.go.jp

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

個別相談・専門家支援のお申込み

●日本商工会議所

Tel : 03-3283-7604

Email : kokusai@jcci.or.jp

URL : <https://www.jcci.or.jp/international/outreach/>

※東名阪以外の地域の方でご相談をご希望の方は
日本商工会議所連絡先までご連絡下さい。

●東京商工会議所 国際部

Tel : 03-3283-7604

Email : kokusai@tokyo-cci.or.jp

URL : <https://www.tokyo-cci.or.jp/international/outreach/>

●名古屋商工会議所 企画調整部

Tel : 052-223-6741

Email : kokusai_ncci@nagoya-cci.or.jp

URL : <https://outreach.nagoya-cci.or.jp/#s6>

●大阪商工会議所 国際部

Tel : 06-6944-6400

Email : intl@osaka.cci.or.jp

URL : <https://www.osaka.cci.or.jp/outreach/>

4-4. 経済産業省 各種問合せ先

リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続き等)の質問

●経済産業省 安全保障貿易審査課

TEL : 03-3501-2801

Email : bzl-qqfcbf@meti.go.jp

(リスト規制に関する相談)

bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp (キャッチオール規制に関する相談)

輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程 (C P) に関する質問、不正輸出の連絡

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

TEL : 03-3501-2800

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

安全保障貿易管理制度概要、法令解釈の質問

●経済産業省 安全保障貿易管理課

TEL : 03-3501-2841

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

みなし輸出の運用明確化

●経済産業省 安全保障貿易管理課

Email : bzl-minashi-QA@meti.go.jp

防衛装備移転三原則、外国ユーザーリストに関する質問安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

●経済産業省 安全保障貿易管理政策課

TEL : 03-3501-2863

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

安全保障に係る輸出管理以外の問い合わせ

●経済産業省 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

4-5. 安全保障貿易管理HPの活用

輸出管理制度の概要、輸出許可申請の手順、体制構築支援事業の案内等を掲載

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

The screenshot shows the homepage of the ANPO (Export Control) website. The page is organized into several sections:

- TOPICS**: A sidebar menu on the left with a callout box pointing to the "最新の制度改革" (Latest Regulatory Reforms) link, which is highlighted in blue. The callout text reads: "最新の制度改革情報を掲載" (Latest regulatory reform information is posted).
- Main Content Area**: A grid of six large buttons with icons and text:
 - 安全保障貿易管理の概要** (Overview of ANPO): Includes a link to "制度の概要を知りたい方はこちら" (Click here if you want to know the overview of the system).
 - 申請手続き** (Application Procedures): Includes a link to "許可申請を行おうとする方はこちら" (Click here if you want to apply for a license).
 - 企業等の自主管理の促進** (Promotion of Self-Management of Enterprises): Includes a link to "輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら" (Click here if you want to know about export control standards and internal regulations).
 - 関係法令** (Related Laws): Includes a link to "関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら" (Click here if you want to check the text of related laws and regulated items).
 - 大学・研究機関の自主管理の促進** (Promotion of Self-Management of Universities and Research Institutions): Includes a link to "大学・研究機関向けの情報はこちら" (Click here for information for universities and research institutions).
 - 中小企業等への支援** (Support for SMEs): Includes a link to "輸出管理体制構築支援等の情報はこちら" (Click here for information on support for building export control systems).
- 電子申請** (E-Application): A yellow button with a link to "電子申請についてはこちら" (Click here for e-application).
- キーワードで調べる** (Search by Keyword): A search bar with a dropdown menu showing various categories like "外為法改正" (Foreign Exchange Law Amendment), "貨物・技術のマトリクス表" (Matrix Table of Goods and Technology), "輸出管理内部規程" (Internal Regulations of Export Control), etc. A callout box points to this search bar with the text: "マトリクス表を掲載" (Matrix table is posted).
- 新着情報** (Latest News): A section at the bottom with a link to "【令和3年度】オンライン説明会の受付を開始しました。" (We have started accepting applications for the online explanation meeting for the Reiwa 3 fiscal year).
- Right Sidebar**: A vertical list of links including "安全保障貿易管理の概要", "申請手続き", "企業等の自主管理の促進", "事後審査(外為法違反について)", "説明会", "関係法令", "Q&A", and "リンク集". A callout box points to the "体制構築支援事業の案内を掲載" (Posting information on system building support projects) link, which is highlighted in blue. The callout text reads: "体制構築支援事業の案内を掲載" (Posting information on system building support projects).
- ENGLISH PAGE**: A link at the top right of the sidebar.
- 申請窓口** (Application Office): Information about the application office, including the address (1-3-1, Nishi-Shinjuku, Tokyo), phone number (03-3501-2801), and office hours. A callout box points to this section with the text: "ガイダンスを掲載" (Posting guidance).

5 本日のまとめ

はじめに

説明会で理解していただきたい事項

- 1 輸出管理は、なぜ必要なのか
- 2 輸出管理は、他人ごとではないということ
- 3 法令に違反して輸出したらどのようなことになるか
- 4 どのような規制があるのか
- 5 輸出管理のために企業として何をすればよいか

5. 本日のまとめ

説明会で理解していただきたい事項

1 国際的な平和と安全の維持の為、輸出管理は必要である

2 民生品の輸出や取引先が民間企業でも、輸出管理を行う

3 外為法上の罰則、社会的制裁などのリスクがある

4 リスト規制やキャッチオール規制などのルールがある

5 輸出管理体制を構築し、適切に輸出管理を実施する

(輸出管理フロー：「該非判定」「取引審査」「出荷管理」)

5. 本日のまとめ

あなたの会社
輸出管理できていますか？

参考資料

- ① 違反事例関係
- ② 技術提供の規制
- ③ 制度の概要
- ④ リスト規制一覧
- ⑤ 外国ユーザーリスト

【資料①】最近の主な違反事例（重大違反）

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備考
令和2年11月12日（判決）： 代表者に懲役2年（執行猶予4年）、罰金1,000万円 令和3年7月9日（行政処分）： ①代表者A：11か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②代表者B、法人：2か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 炭素繊維製造装置の部分品（4項（10）） 中国 	<ul style="list-style-type: none"> 無許可輸出
平成30年1月22日（略式命令）： 個人に対し罰金100万円 平成30年4月24日（行政処分）：3ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 赤外線カメラ(10項(2)(4))(7)) 中国 	<ul style="list-style-type: none"> 無許可輸出
平成29年7月25日（行政処分）3ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 誘導炉(2項(13)) イラン等 	<ul style="list-style-type: none"> 無許可輸出
平成27年6月15日（略式命令）： 元社員に対し罰金100万円、法人に対し罰金100万円 平成28年1月20日（行政処分）：4ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 炭素繊維(2項(17)) 中国 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国迂回
平成23年3月25日（判決）： 代表取締役1年6ヶ月（執行猶予3年）、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日（行政処分）：1年1ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> パワーショベル 北朝鮮 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 中国迂回
平成21年11月5日（判決）： 社長に懲役2年（執行猶予4年）、法人に対し罰金600万円 平成22年6月18日（行政処分）：7ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 磁気測定装置他 ミャンマー 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 マレーシア迂回
平成21年8月7日（判決）： 社長に懲役3年（執行猶予4年）、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日（行政処分）：1年4ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 大型タンクローリー 他 北朝鮮 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 他に、北朝鮮制裁違反（奢侈品）有り 韓国迂回
平成21年7月16日（判決）： 社員ら4名に懲役1～2年6ヶ月（執行猶予3年） 法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日（行政処分）：5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 工作機械(2項(12)) 韓国等 	<ul style="list-style-type: none"> 測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出

【資料①】 最近の主な違反原因の例

違反事例

該当貨物であることは認識していたが、納期が迫っていたため、担当者の判断で無許可で輸出してしまった。

複数回に分けて船積みすれば、少額特例が適用できるのでは？

許可を取得して該当品を輸出した。不具合により返送されたため、修理後、修理特例を適用して再輸出したが、先方の要請により当初輸出先と異なる先に輸出した。

包括許可マトリクス表を読み違い、特別一般包括を適用してしまった。

違反防止のポイント

契約書に許可取得の発効条件を盛り込むとともに、輸出管理体制を構築することが必要。

故意の脱法行為は重大な違反。

少額特例の適用可否は、契約書記載の金額等に基づき判断することが必要。

故意の脱法行為は重大な違反。

修理特例を適用するためには、再輸出先は、許可を得た当初の輸出先であることが必要。

再輸出先が異なる場合は、改めて許可が必要。

輸出管理体制を再構築し、組織内での取引審査を含めた適切な審査が必要。

ダブルチェック体制が必要。

【資料①】 違反事例 (1/2)

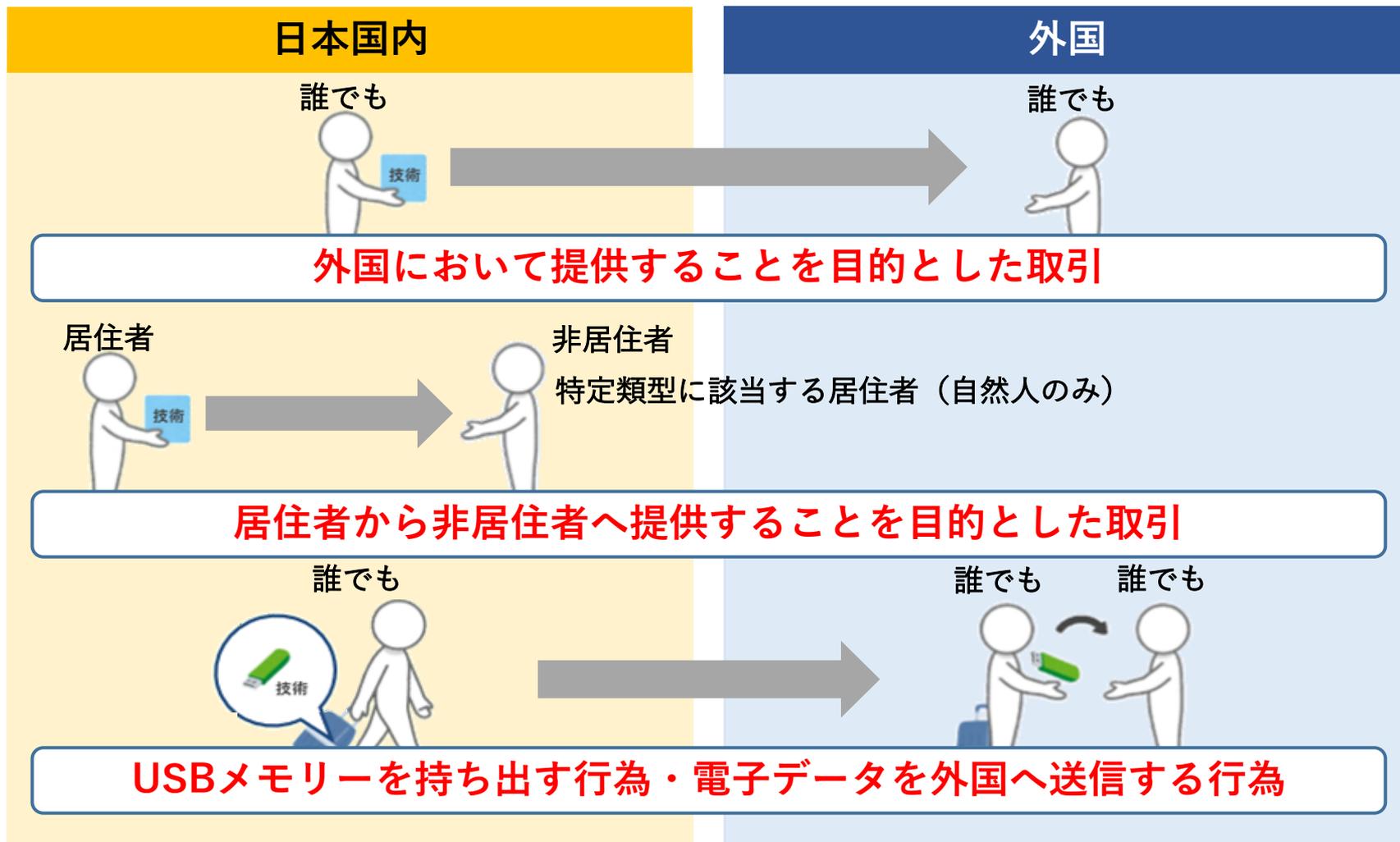
違反事例	違反防止のポイント	備考
「他者判定の鵜呑み」「非該当との思い込み」が原因の例		
★メーカーが非該当と判断しているのだから、許可なしで輸出していいのでは？	・輸出する全ての貨物等について、該非判定書及びその添付資料等の確認が必要。	・輸出の責任は輸出者にあり、メーカーの判断を鵜呑みにせず、自身での再確認が必要。
★以前同じものを輸出したときは非該当だったから、今回も非該当なのでは？	・該非判定をする際は、輸出時期を念頭に置き、最新の規制内容に基づいて行うことが必要。	・規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正是毎年行われている。
★従来品（非該当）が生産中止のため、代替品を発注・輸出したが、当然非該当では？	・メーカーから該非判定書を入手し、社内での再確認が必要。	・代替品は、スペックが異なる可能性があるため、最新の該非判定書の入手が必要。
★本体が非該当であれば、部品も非該当になると思ひ込み、輸出をしてしまった。	・本体が非該当の場合でも、部品も該非判定が必要。	・組込部品が該当となる場合あり、外為法の正しい理解が必要。
★貨物が非該当であれば、プログラムも非該当なのでは？	・貨物とプログラム（役務）はそれぞれについて、該非判定が必要。	・貨物は輸出令、役務は外為令で規制されている。
★海外の親会社が閲覧可能なクラウド環境で該当プログラムを提供してしまった。	・クラウド環境でも該非判定が必要であり、社内教育によりその旨周知が必要。	・クラウド環境での提供が役務提供に当たるとの認識がなかった。
★デモ機の貸出しは該非判定不要と思ひ込んでしまった。	・デモ機の貸出しでも輸出に当たることから該非判定が必要。	・デモ機の貸出しが輸出に当たるとの認識がなかった。
「法令の誤解釈」「法認識欠如」が原因の例		
★非該当の装置を部分品とともに輸出する際、部分品の価格が装置の10%未満の場合、特例により部分品も一律非該当と思ひ込んでしまった。	・部分品特例が記載された運用通達に従って、厳格な確認を行い、特例が適用できない場合には、該非判定が必要。	・部分品特例は、本体の主要な要素となっていない又は分離しがたい場合等に限定。
★2項該当貨物のサンプル出荷品について、少額特例が適用できると思ひ込んでしまった。	・特例適用の可否について、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。	・少額特例は、1～4項の貨物には適用されない。
★輸入した機器の故障修理のための返送なら、輸出許可が不要なのでは？	・修理のための返送や不良品の返品でも輸出許可が必要。	・返品でも輸出許可の対象となる。修理特例との違いに注意。
★輸出を行った社員に外為法の知識が無く、当該貨物を非該当として輸出した。	・外為法の研修や説明会を社員に行い、貿易管理への理解を深めることが必要。	・社員の貿易管理の知識不足が、会社の損失を招く。
★メーカーから該非判定書を入手したが、リスト規制に該当しても、用途・需要者に懸念が無ければ、許可不要では？	・リスト規制に該当した場合は、用途・需要者にかかわらず、許可申請が必要。	・該非判定の手続を定め、社内教育を行い、周知・実施することが必要。

【資料①】 違反事例 (2/2)

違反事例	違反防止のポイント	備考
「体制未整備」「形骸化」「出荷誤り」が原因の例		
★メーカーから該非判定書を入手したが、許可申請の方法が分からず放置し、輸出してしまった。	・輸出管理体制が未整備のため、輸出者等遵守基準を網羅したCPを整備し、輸出に当たっては、CPに基づく手続が必要。	・安全保障貿易管理説明会等を通じて制度を理解し、社内周知を行うことが必要。
★輸出許可申請が必要な場合は、通関業者から何らかの指示があるものと思っていた。		・該非判定は輸出者の義務であり、メーカーから連絡が無い場合でも確認することが必要。
★輸送業者に該当品を保管させ、許可申請の手続中に、輸送業者が誤って出荷してしまった。	・出荷時には、該非判定、取引審査や許可証の取得が完了していることを確認の上、貨物等の同一性を確認する体制が必要。	・出荷の確認は、違反の未然防止の最終関門。
★包括許可証が使用できない地域への技術提供に、包括を誤って適用してしまった。	・取引審査において、包括許可の適用範囲を重層的に確認する体制が必要。	・輸出管理体制が形骸化したことにより、古いマトリックス表で判断した。
★輸出管理体制が存在せず、許可申請の要否は通関業者任せであった。	・輸出等を行う貨物や技術について、該非確認に係る手続を定めることが必要。	・中小企業等アウトリーチ事業を活用性、輸出管理体制を構築。
★許可条件違反	・特一包括を使用してグループA向けにその他の軍事用途に用いられる貨物を輸出する場合、事後報告が必要。	・安全保障の観点から、許可条件を付しており、履行されない場合には安保リスク大。
★リスト改正を踏まえ、システム変更を行ったが、適用日までに改修が間に合わなかった。	・効率的に該非を判断するため、製品開発時後、即座に該非判定を行うことは良いが、政省令開発時には即座にそのリストを見直す体制・手続を定めておくことが必要。	・規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正は毎年行われている。
★1項該当のピクリン酸の輸出の際、通達改正が理解できず、「火薬類」とは「火取法」で定める火薬類と思い込み、非該当として輸出してしまった。	・通達改正が理解できない場合や、既存製品の該非判定に疑義が生じた場合は、経産省等に確認を行うことが必要。	・「火薬類」とは、火取法対象外の火薬類も含まれる。
★2項及び4項で該非判定が必要な貨物を、2項のみで該非判定を行い、非該当と判定してしまった。	・該非判定は、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。	・リスト規制は、複数の項番に該当する可能性がある。
★仲介貿易で移転した貨物の修理の場合には、規制の対象外なのは？	・修理の場合であっても三国間の取引要件を満たす場合には、仲介貿易規制の対象であることを理解することが必要。	・仲介貿易は役務取引規制。

【資料②】 技術の提供に係る規制

規制技術について、下記の取引を行う場合には経済産業大臣の許可が必要



外国に特定の技術を持ち出すこと（自己使用以外）は提供目的と考えられる。

【資料②】 居住者及び非居住者の判定

	居住者	非居住者
日本人	<ul style="list-style-type: none"> ① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入国後6月以上経過している者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国に居住する者 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)
法人等	<ul style="list-style-type: none"> ① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 日本の在外公館 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

※上図によらずアメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者

【資料②】 特定類型（役務通達1－(3)サ）

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）
 - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が当該外国法人若しくは外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人若しくは外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意されている場合
 - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者
- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

【資料②】 特定類型の具体例



類型①

契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者への提供

例①：日本の大学の教授であり、**外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職**している者への提供

例②：外国大学から**サバティカル制度で我が国の大学に研究等に来ている大学教授**への提供



類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：外国政府から**留学資金の提供を受けている外国人留学生**への提供

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者**への提供



類型③

上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている留学生への提供
(類型③該当が疑われる者については、経済産業省が大学・研究機関に連絡することを主に想定)

3つの類型に該当すれば、**居住者への技術提供であっても外為法の管理対象**となる

【資料③】 制度の概要

それぞれの規制で対象地域や許可が必要な要件が異なる

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	<p>政省令で定める品目</p> <p>武器、機微な汎用品（原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等）</p>	<p>リスト規制品目以外の全品目</p> <p>（食品、木材等を除く。）</p>		
地域対象	全地域	グループA(①) を除く全地域	国連武器 禁輸国・地域 (②)	一般国 (①及び ②以外の国・地域)
許可が必要となる要件	—	<p>大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合</p> <p>1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 (1) 用途要件 (2) 需要者要件</p>	<p>通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合</p> <p>1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 用途要件</p>	<p>通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合</p> <p>1. 経産大臣からの通知</p>

①輸出令別表第3の地域 ②国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第3の2）

【資料④】 リスト規制一覧 (1/2)

令和4年12月6日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロコプ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アピオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性ミサイル兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動ミサイル兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペロース弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	クワンチ合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェット油・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ホリウム・ホリウム・ホリウム他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスイミド・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	中性子発生装置			(18)	ポリイミド・ポリイミド・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸アミン他

【資料④】 リスト規制一覧 (2/2)

令和4年12月6日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・カリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー (削除)	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	フェーズドアレーアンテナ	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	(削除)
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	水中リ-航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目	
(8の2)	サリステアデバイス・サリステアモジュール	(9)	(削除)	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式カメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

【資料⑤】 外国ユーザーリスト (2022年11月9日改正)

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	21
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	223
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	147
シリア	19
台湾	4
中国	94
パキスタン	90
香港	10
レバノン	9
ロシア	42
合計	670

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> •Al Qaeda •Islamic Salvation Foundation •The Base •The Group for the Preservation of the Holy Sites •The Islamic Army for the Liberation of Holy Places •The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders •Usama Bin Laden Network •Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> •FOUNDATION FOR CONSTRUCTION •NATION BUILDING •RECONSTRUCTION FOUNDATION •RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY •RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH •UMMAH TAMEER I-NAU •UMMAH TAMIR E-NAU •UMMAH TAMIR I-NAU •UMMAT TAMIR E-NAU •UMMAT TAMIR-I-PAU 	核 N

}

669	ロシア Russian Federation	"Vympel" State Engineering Design Bureau JSC named after I.I. Toropov	<ul style="list-style-type: none"> •AO Gos MKB "Vympel" named for II Toropov •Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vympel" By Name I.I. Toropov" •Vympel NPO 	ミサイル M
670	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	<ul style="list-style-type: none"> •AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod •JSC MMZ •Miass Machine-Building Factory 	ミサイル M